

動物との関わり方

動物愛護と適正飼育への理解
と関心を深めていただくため、
9月20日～26日は動物愛護週
間と定められています。



動物の飼い方について

ペットは私たちに安らぎや癒やしを与えてくれます。しかし、動物との暮らしは楽しいだけではありません。飼い主は、ペットが生涯を終えるまで飼うとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。ペットを飼うときは、次のことについてよく考えましょう。

●本当にペットを飼える環境ですか？

ペットの種類・品種や特性をよく理解し、あなたの住居やライフスタイルに適しているか確認しましょう。また、家族全員が飼うことに賛成しているか、アレルギーがないかの確認も必須です。

●近隣に迷惑をかけないよう飼育できますか？

【鳴き声】

犬に関する相談で多いのが鳴き声に関するものです。「近所の犬が吠えて眠れない。」といった内容の相談が寄せられます。犬が頻繁に吠える、周囲の人にとっては迷惑となる場合があります。吠える理由はさまざまですが、その理由を見極めて原因から対処することが大切です。しつけが必要な場合は、訓練士に相談することも考えてみましょう。

【糞の放置】

自宅の前やよく通る道などで見かける糞の放置。毎日このような状況であれば誰でも不快に感じるでしょう。

「糞の放置」は県の条例に違反する行為です。排泄は家で済ませるか、外で糞をした場合は必ず持ち帰るようにしましょう。

また、飼育場所で排泄した場合はすぐに片づけて衛生的な環境を保ちましょう。

●一生にかかる費用を考えてみましたか？

食費、ペット用品費、健康管理費等、生涯を通してお金が掛かります。

●万一飼えなくなった時のことを考えていますか？

人生の転機や、入院などのアクシデントがあるかもしれない。万一の時に代わりに飼ってくれる人を探しておきましょう。

防災対策

災害発生時、大切なペットを守ることは飼い主です。平常時の備えと緊急時の行動について考えてみましょう。

【平常時の備え】

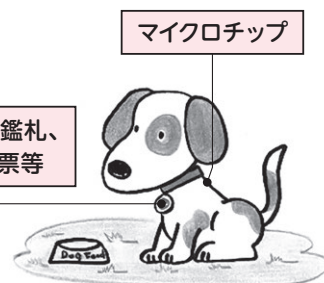
【飼育場所の防災対策】

住まいの耐震強度の確認や家具の固定をしておきましょう。

う。その上で、災害発生時にペットが自ら安全を確保できるように、日頃ペットが使用している隠れ場所の補強や固定もしておきましょう。

【所有者明示】

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票等を装着し、飼い主の氏名や連絡先などが把握できるようにしておきましょう。



【ペット用品の確保】

救援物資の到着に時間が掛かることがあります。ペットの飼育に必要なものを、少なくとも5日分は用意しておきましょう。

【しつけと健康管理】

ペットと一緒に避難する時にケージやキャリーバッグを嫌がるのがないように、慣れ

させておくことが必要です。また避難所では、ストレスから感染症に罹りやすくなります。普段から健康に注意し、予防接種やノミ・ダニの駆除をしておきましょう。

【災害時の行動】

【ペットと人の安全確保】

ペットを守るためには飼い主自身の安全確保が大前提です。自分自身の安全が確保できてからペットの安全を確保しましょう。

【避難所の確認／配慮】

災害の種類によって避難方法等は違ってきます。避難方法、避難所や避難ルートを確認しておく等情報収集をすることはとても大切です。

災害時、避難所に避難した際には、ルールを守り、他の避難者に迷惑をかけないようにしましょう。特に、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方等への配慮が求められます。

また、避難や避難生活は人と同様にペットにとっても大きなストレスとなりますので、ペットの性質や行動も考えた十分な準備をすることが重要です。

保護犬・保護猫の譲渡

動物愛護センター龍野支所では、県内にお住まいで、地域の模範的な飼い主になっていただける方を対象に、保護した犬、猫を譲渡しています。条件等がありますので、保護犬、保護猫の飼育を検討されている方は、動物愛護センター龍野支所までお問い合わせください。

▼動物愛護センター龍野支所 (☎63・5146)

ペットが迷子の時には

すぐにお近くの動物愛護センターと警察署に連絡してください。

▼動物愛護センター龍野支所 (☎63・5146)

▼たつの警察署 (☎63・0110)



猫は完全屋内飼育で快適生活

猫は、本来広範囲を動き回る動物ではありません。屋外

飼い主のいない猫との関わり方

飼い主のいない猫、いわゆる野良猫は、猫の社会とルールの中で生活しています。猫は餌場を確保するために、なわばりを持って単独で行動し、お互いに鉢合わせしないようにしています。しかし、人が餌を与えると餌場を確保する必要がなくなり、たくさん猫が一カ所に群れることになり、猫同士のケンカが多発して怪我をしたり、伝染病や寄生虫が蔓延したりすることもあります。また、集まった猫同士で繁殖して増えます。

には、交通事故や怪我、病気の感染などたくさんの危険があり、迷子になって家に帰ることができなくなることもあります。

屋内空間を餌や水、トイレの設置の他に、登ったり降りたり立体的な運動ができるような工夫を行ったり、ゆっくりと休める寝床や爪とぎグッズなどを準備することで、ストレスなく快適に屋内で暮らすことができます。



飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の助成

猫に不妊手術または去勢手術を受けさせ、地域に迷惑を及ぼさないよう飼育しようとする方に対し、予算の範囲内でその手術費を助成しています。この制度を利用される際

には、手術を実施する前に申請する必要があります。詳細については、環境課までご相談ください。

犬の登録について

狂犬病予防法により、生後91日以上犬の所有者は、飼い犬を登録することが義務付けられています。犬の登録時に交付する「鑑札」は、市外への転出等がない限り生涯に一度の交付となりますので、無くさないように注意してください。



なお、マイクロチップ装着時に行っていた登録手続きと、市への犬の登録手続きとは異なります。

マイクロチップを装着した犬を飼われた場合や所有者情報に変更が生じた場合は、環境課・各総合支所地域振興課で手続きをお願いします。

狂犬病予防注射について

生後91日以上犬の所有者は、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

なお、予防注射を怠った場合は20万円以下の罰金を科される場合があります。万が一未接種の犬が咬傷事故などを起こした場合、飼い主の責任が問われますので、室内犬・屋外犬に関わらず、年に一度の予防注射をお願いします。

また、予防注射を受けた際には、必ず「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。



▼環境課 (☎64・3150)